（違反に対する措置） **第14条**　（略） 2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、500万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 （規則の制定） **第16条**　（略） 2　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	（違反に対する措置） **第14条**　（略） 2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、500万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は必要があると認めるときは、公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。 （規則の制定） **第16条**　（略） 2　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

十三　豆乳類の表示に関する公正競争規約（昭和六十三年公正取引委員会告示第一号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、豆乳類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （違反に対する措置） **第９条**　（略） 2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第１項の規定に基づき、豆乳類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。 （違反に対する措置） **第９条**　（略） 2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は必要があると認めるときは、公正取引委員会に対して必要な処置を講ずるよう求めることができる。
3　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 （施行規則の制定） **第11条**　（略） 2　前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	3　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。 （施行規則の制定） **第11条**　（略） 2　前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

十四　ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第三十五号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （必要表示事項） **第３条**　事業者は、ハム・ソーセージ類の容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。 ⑴　名称（品名） ⑵～⑻　（略） 2　（略） （不当表示の禁止） **第５条**　事業者は、ハム・ソーセージ類の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴　（略） ⑵　前条第２号で定める基準に合致しない内容の製品について、手造り、手造り風であると誤認されるおそれがある表示 ⑶～⑽　（略）	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第１項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。 （必要表示事項） **第３条**　（同左） ⑴　品　名 ⑵～⑻　（略） 2　（略） （不当表示の禁止） **第５条**　（同左） ⑴　（略） ⑵　第４条第２号で定める基準に合致しない内容の製品について、手造り、手造り風であると誤認されるおそれがある表示 ⑶～⑽　（略）